

【2017年ジェトロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

法 04/2017/QH14 号

## 中小企業支援法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、国会が中小企業支援法を公布する。

### 第 I 章 一般規定

#### 第 1 条. 適用範囲

本法は、中小企業支援の原則、内容、資源；中小企業支援に関連する機関、組織と個人の責任について規定する。

#### 第 2 条. 適用対象

1. 企業に関する法令に従い設立、組織、運営され、本法規定での中小企業基準を満たす企業
2. 中小企業支援活動に関連する機関、組織、個人。

#### 第 3 条. 用語解釈

本法で以下の用語は以下の通りに理解される。

1. **女性主導の中小企業**とは、一人または複数人の女性が定款資本金の 51%以上を保有し、そのうち最低一人がその企業を経営する企業である。
2. **スタートアップ中小企業**とは、知的財産、技術、新しい経営モデルの発想を実施するために設立され、急成長する可能性がある中小企業である。
3. **バリューチェーン**とは、製品やサービスの付加価値を生むためのネットワークであり、アイデア形成から、設計、製造、流通を通じて消費者に届けるまでの一連の段階を含む。
4. **流通チェーン**とは、中小企業の製品を消費者まで届ける仲介人のネットワークで、企業、投資・経営組織によって運営される。
5. **中小企業支援技術施設**（以下技術施設という）とは、中小企業の製品、商品、材料の設計、実験、測定、分析、鑑定、検定をサポートするために共通設備を提供する施設である。
6. **中小企業インキュベータ**（以下インキュベータという）とは、創業段階における経営および企業発展のアイデアの完成に必要とされる技術インフラ、資源とサービスなどを提供する施設である。
7. **産業集積**とは、競合・協力する同業の会社と関連組織の間の一つの連結パターンである。
8. **スタートアップ企業のための共通作業エリア**（以下共通作業エリアという）とは、スタートアップ企業を支援し、連結させるために集中的な作業場、製品展示場とユーティリティを提供するエリアのことである。

#### 第 4 条. 中小企業判定基準

【2017年ジェトロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 中小企業は、零細企業、小企業、中企業を含み、年間平均社会保険加入労働者数が200人以下で、以下の2つの基準のいずれかを満たす。
  - a) 総資本金が1千億ドン以下；
  - b) 前年度の総売上高が3千億ドン以下
2. 零細企業、小企業と中企業は、農林水産業、製造業・建設業、貿易・サービス業の業種毎に分類される。
3. 政府は本条の細則を規定する。

#### 第5条. 中小企業支援原則

1. 中小企業支援は市場原理を尊重し、ベトナムが加盟した国際条約と整合的に実施する。
2. 内容、対象、順序、手続、資源、支援レベルと実施結果の公開、透明性を保証する。
3. 国は、集中的にかつ期限を設けつつ、支援目標と資源のバランスに則して、中小企業支援を実施する。
4. 中小企業への支援は、組織や個人から、当該組織や個人に適用される規則に則して合法的に調達された非国家財源も活用し実施する。
5. 中小企業が同一の支援内容に関して本法その他の関連法令で複数の支援レベルの条件を同時に満たす場合、最も有利な支援策の適用を選択できる。

複数の中小企業が同時に支援条件を満たす場合、女性主導の中小企業、女性労働者がより多い中小企業が優先される。
6. 中小企業は、本法規定とその他の関連法規定を遵守したうえで支援される。

#### 第6条. 中小企業支援資本

1. 中小企業支援資本は以下を含む
  - a) 国の補助、保証付きの信用貸付。
  - b) 国家予算からの資金。
  - c) 税、土地使用料、土地賃借料と法規定で国家予算に支払われるべきその他の費用の免除・減額から得られる資金。
  - d) 国内外の組織・個人からの合法的資金。
2. 本条1項の a), b), c) 点で規定された中小企業支援資本は、法令に従って概算、審査、承認、決算される。

#### 第7条. 中小企業支援上の禁止行為

1. 本法の原則、対象、権限、内容、順序、手続に反する支援行為。
2. 中小企業支援についての法律規定に違反する権限濫用行為。
3. 中小企業および中小企業を支援する組織・個人に対する差別行為、遅延行為、迷惑・妨害行為。
4. 中小企業支援について、故意に偽のあるいは不正な情報を報告・提供する行為。
5. 支援資源の目的外使用。

**第Ⅱ章**  
**中小企業支援内容**  
**第1節**  
**一般支援**

**第8条. 金融アクセス支援**

1. 各期間において、政府は中小企業向けの貸出残高増額のために金融機関の支援政策を決定し、企業信用格付その他の適当な方法により金融機関による中小企業への融資を促進し、中小企業信用度調査の独立コンサルティング組織の設立を推進する。
2. 中小企業は、金融アクセス能力向上のため、組織・機関・個人から、実施可能な生産・経営計画の策定、マネジメント・経営能力向上、企業財政の透明化の面で支援される。
3. 中小企業は本法第9条の下、中小企業信用保証ファンドにより信用保証を付与される。

**第9条. 中小企業信用保証ファンド**

1. 中小企業信用保証ファンドは、国家予算外の公的金融ファンドで、非営利で運営され、省レベル人民委員会により設立される。
2. 中小企業信用保証ファンドは、中小企業に対して信用保証を提供する。  
中小企業の信用保証は、担保財産または実施可能な生産・経営計画または中小企業の信用格付に基づき実施される。
3. 中小企業信用保証は、約束した保証義務を厳格かつ完全に実施すべきであり、保証基準を満たす中小企業に対し信用保証の提供を拒否してはならない。
4. 政府は本条の細則を定める。

**第10条. 税務・会計上の支援**

1. 中小企業は、一定の期間、法人税法に基づく通常の法人税率より低い税率が適用される。
2. 零細企業は、税務・会計関連法令の規定で簡易の会計制度と税務行政手続きが適用される。

**第11条. 製造用地への支援**

1. 地方の土地事情に応じて、省レベル人民委員会は、承認済みの土地利用計画と整合する中小企業向けの産業集積地・農林水産加工地域を形成、開発するための計画を、同レベルの人民評議会に提案する。
2. 地方の予算事情に応じて、省レベル人民委員会は、地方の工業団地、ハイテクパーク、産業集積地における中小企業の土地賃借料への補助について、同レベルの人民評議会に提案する。最大補助期間は土地賃借契約日から5年間とする。
3. 本条第2項の土地賃借料の補助は、中小企業の土地賃借料削減のため、工業団地・ハイ

【2017年ジェットロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

テクパーク・産業集積地のインフラ投資家に対する価格補助の形式で実施される。

補助金は、土地賃借料から控除または省予算から支給される。

4. 本条の製造用地支援制度は、外資および国有の中小企業には適用されない。

## 第12条. 技術支援、インキュベータ、技術施設および共通作業エリア

1. 国は、中小企業による技術の研究・革新、および、研究開発、トレーニング、コンサルティング、調査、分析、技術移転を通じた技術の受領、改善および習得；企業の知的財産の確立、開拓、管理、保護と開発を支援する政策を策定する。
2. 政府の各省庁、省庁同各機関、省レベル人民委員会は、インキュベータ、技術施設、共通作業エリアを、官民連携（PPP）方式で設立または設立に参加する。その他の投資経営企業・組織は、インキュベータ、技術施設、共通作業エリアを設立する権利を有する。
3. インキュベータ、技術施設、共通作業エリアは、以下の優遇制度が適用される：
  - a) 法令に従い、土地賃借料、土地使用料、非農業用地使用税の免除・減額。
  - b) 法人税関連法令に従い、一定の期間、法人税の免除・減額。

## 第13条. 市場拡大支援

1. 政府の各省庁、省庁同格機関、省レベル人民委員会は、流通チェーンを PPP 方式で設立または設立に参加する。その他の投資・経営企業・組織は、流通チェーンを設立する権利を有する。
2. ベトナム原産の製品の供給のため、80%以上の中小企業の参加を得て流通チェーンに投資する、または流通チェーンにおいて取引する企業・組織は、以下の優遇制度が適用される：
  - a) 法令に従い、土地賃借料、土地使用料、非農業用地使用税の免除・減額。
  - b) 法人税関連法令に従い、一定の期間、法人税の免除・減額。
3. 零細企業、小企業は、入札法に基づく入札者選定で優遇される。

## 第14条. 情報・コンサルティングと法務支援

1. 中小企業支援国家情報ポータルサイト、政府の各省庁・省庁同格機関、省レベル人民委員会、社会組織、社会・職業組織のウェブサイトにおいて、以下の情報が公開される。
  - a) 中小企業支援計画、プログラム、プロジェクト、活動についての情報。
  - b) 経営ガイド、信用・市場・製品・技術・インキュベーション情報。
  - c) 法令と整合するその他の企業が求める情報。
2. 政府各省庁、省庁同格機関は、所掌・権限の範囲内で、中小企業に対するコンサルティングサービスを提供する組織・個人のネットワークを設立する。中小企業は、コンサルティングサービス使用料を免除・減額される。
3. 政府各省庁、省庁同格機関、組織、機関は、所掌・権限の範囲内で、中小企業に対する法務支援のため、以下の活動を展開する。
  - a) 中小企業の活動に有用な法律データベースの設立、管理、メンテナンス、更新、開発および使用。

【2017年ジェトロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 情報、法律知識に関するトレーニング、および法務コンサルティングの提供のための法務支援プログラムの作成と実施。
4. 政府は本条の細則を規定する。

#### 第15条. 人材育成支援

- 1. 中小企業は、操業、経営、従業員の職業訓練に関する国家予算によるトレーニングコースへの参加費を免除・減額される。
- 2. 国は、中小企業向けのオンライン・トレーニングコースやマスメディアを通じたトレーニングコースに投資する；製造・加工分野での中小企業のトレーニング活動を支援する。
- 3. 政府は本条の細則を規定する。

### 第2節

#### 家族経営から転換した中小企業、スタートアップ企業、産業集積地およびバリューチェーンに参加する中小企業への支援

#### 第16条. 家族経営から転換した中小企業への支援

- 1. 家族経営から転換した中小企業は、以下の条件を満たす場合、支援を受けることができる：
  - a) 法人化する前に、法令に従って登録・運営されていた家族経営の事業主体であること。
  - b) 新規事業登録証明書の発行日まで、継続して一年以上生産または経営活動を行っていたこと。
- 2. 支援内容は以下を含む
  - a) 企業設立の書類、手続について無料コンサルティングと案内。
  - b) 新規事業登録料および初回企業情報提供費用の免除；条件付きで、法人設立審査料および初回貿易ライセンス料の免除；新規事業登録証明書の発行日から3年間の免許税免除。
  - c) 新規事業登録証明書の発行日から3年間の税務行政手続・会計制度に関する無料でコンサルティング・案内。
  - d) 法人税に従い、一定期間の法人税の免除・減額。
  - e) 土地法に従い、一定期間の土地使用料の免除・減額。
- 3. 家族経営から転換した中小企業は、法令に従い、法人化前に有していたすべての権利義務および合法的な権益を承継する。家族経営から転換した有限責任会社または株式会社の場合、家族の経営者は、法令に従った合意がない限り、家族の未返済債務に対して、経営者自身の資産により返済義務を負う。
- 4. 家族経営から転換した中小企業は、事業登録証明書が発行された時点で活動を終了する。
- 5. 政府は本条第2項の細則を規定する。

#### 第17条. スタートアップ中小企業への支援

- 1. スタートアップ中小企業は、以下の条件を満たす場合支援される。

【2017年ジェトロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 事業継続期間が新規事業登録証明書の発行日から5年間を超えないこと。
- b) 株式会社の場合、未上場であること。
2. 支援内容は以下を含む
  - a) 技術導入・移転支援、技術施設での設備使用支援、インキュベータ・共通作業エリアへの参加支援、新しい製品・サービスおよび経営モデルの実験・完成の案内。
  - b) 製品開発に関する高度なトレーニング・教育支援；投資誘致；知的財産についてのコンサルティング；規格、技術的規則、測定・品質基準への準拠のための支援；
  - c) 情報の共有、連絡、貿易促進、スタートアップ企業ネットワークとの連結、スタートアップ投資ファンドからの出資募集支援；
  - d) 科学的研究・技術開発の成果の商業化、知的財産の開発と発展への支援。
  - e) 各期間において、政府は、スタートアップ中小企業のローンに対する利子補助政策を決定する。利子補助は金融機関を通じて実施される。
3. 政府は本条の細則を規定する。

#### 第18条. スタートアップ中小企業への投資

1. スタートアップ中小企業の投資家は、スタートアップ投資ファンド、スタートアップ中小企業への出資、株式の購入を通じて経営活動を展開する国内外の組織・個人を含む。
2. スタートアップ投資ファンドは、スタートアップ中小企業に出資する民間投資家からの出資で設立され、以下の原則で運営される。
  - a) スタートアップ中小企業に対する出資額が定款資本金の50%を超えないこと。
  - b) ファンドに出資した民間投資家は、資金力があり、自分の出資分について責任を持つこと。
3. 本条第1項においてスタートアップ中小企業に出資する投資家は、法人税法に従い、一定の期間、スタートアップ中小企業への出資から得た所得に係る法人税について免除・減額される。
4. 省レベル人民委員会は、地方の予算事情に応じて、以下の原則に従い、地方の公営金融機関にスタートアップ中小企業への投資を委任する旨の決定を、同レベルの人民評議会に提案する。
  - a) スタートアップ中小企業に共同出資する適格な民間のエクイティ投資ファンドを選定する。
  - b) 地方予算からの出資は、選定された民間投資ファンドから得られたスタートアップ企業への投資総額の30%を超えないこと。
  - c) 出資から5年以内に出資分を民間投資家に譲渡する。この出資分の譲渡は、企業の生産・経営に投資する国家資本の管理・使用についての法令に従って実施される。
5. 政府は本条の細則を規定する。

#### 第19条. 中小企業の産業集積地、バリューチェーンへの参加支援

1. 産業集積地、バリューチェーンに参加する中小企業は、以下の条件のいずれかを満たす

【2017年ジェトロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

場合支援される。

- a) 品質とコストの面で競争優位がある製品を製造すること。
  - b) 技術的プロセス、原材料、部品、機械、設備についてイノベーションを創出すること。
2. 支援内容は以下を含む
- a) 製造技術・テクノロジーに関する高度なトレーニング；産業集積地、バリューチェーンにおける技術基準・規格、測定、品質、製品開発戦略についてのコンサルティング
  - b) 産業集積地、バリューチェーンにおける中小企業の連結、製造、取引ニーズについての情報提供。
  - c) 産業集積地、バリューチェーンにおけるブランド開発、製品市場拡大への支援。
  - d) 産業集積地、バリューチェーンにおける企業の製品の試作、検査、点検、品質証明の支援。
  - e) 各期間において、政府は、産業集積地、バリューチェーンに参加する中小企業のローンに対する利子補助政策を決定する。利子補助は金融組織を通じて実施される。
3. 政府は本条の細則を規定する。非製造・非加工分野の産業集積地、バリューチェーンに参加する中小企業の支援は、国会常務委員会からの意見を得た後、政府が規定する。

#### 第20条. 中小企業発展ファンド

1. 中小企業発展ファンドは、政府首相により設立される国家予算外・非営利の公的金融ファンドであり、以下の機能を果たす。
  - a) 中小企業、スタートアップ企業、産業集積地、バリューチェーンに参加する中小企業への融資、資金供給。
  - b) 中小企業を支援する組織・個人からのローン、補助、寄付、寄贈、委託資金の受領と管理。
2. 政府は本条の細則を規定する。

### 第III章

#### 中小企業支援活動での責任

#### 第21条. 政府の責任

1. 中小企業支援についての国家管理を統括する。
2. 国家予算法に従い、国家予算における中小企業支援政策実施のための予算概算を作成し、その承認を得るため国会に提出する。
3. 権限の範囲内で、中小企業支援のため、国家予算外の資源を活用するように各組織・個人に奨励する政策を公布する。

#### 第22条. 計画投資省の責任

1. 中小企業支援の国家統一管理の面で政府をサポートする；中小企業支援活動についてとりまとめ、政府、政府首相に報告する。

【2017年ジェットロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 全国規模の中小企業支援計画・プログラム・プロジェクトの立案および実施のため、支援目標、対象、内容を調整・設定する役割を担う；本法規定に従い、中小企業支援のための開発投資資金の配分に関し、政府各省庁および省庁同格機関を統括・調整する。
3. 中小企業支援の任務に当たる幹部・公務員・職員のトレーニングおよび再トレーニングを実施する。
4. 中小企業信用格付のための情報システム設立のため、財務省、中央銀行、その他の省庁および省庁同格機関を統括・調整する。

#### **第 23 条. 財務省の責任**

1. 零細企業に対する税務行政手続、会計制度についての案内を提供する；中小企業に対する税、手数料その他の費用に係る政策を実施する。
2. 本法および関連法令に従い、中小企業支援のための資金配分に関し、政府各省庁及び省庁同格機関を統括・調整する。
3. 中小企業信用格付のための情報システムを設立するとともに、租税、関税その他の中小企業の金銭的義務についての法令遵守に関する情報を公表する。

#### **第 24 条. 政府各省庁および省庁同格機関の責任**

1. 政府各省庁および省庁同格機関は、それぞれの所掌・権限の範囲内で、以下の責任を負う；
  - a) 中小企業支援政策の公表または権限を有する機関への提案；
  - b) 中小企業支援の実施、監督、調査、評価；
  - c) 中小企業についての統計作成および情報公開；
  - d) 産業集積地またはバリューチェーンへの参加に関する中小企業への案内；
  - e) 中小企業支援のための資源配分に係る優先順位の策定。
2. 商工省は、流通チェーンへの参入に関し、中小企業を指導する責任を負う。
3. 科学技術省は、インキュベータ、技術施設、共通作業エリアの設立指導、中小企業の技術力向上への支援に関し責任を負う。
4. 天然資源・環境省は、中小企業向けの産業集積地、農林水産加工地域の設立・開発のため、各地方に対し土地資源の配分を指導する責任を負う。
5. ベトナム中央銀行は、中小企業向けの貸出残高を増加させるため、金融機関を支援する政府政策を実施する責任を負う。

#### **第 25 条. 省レベル地方政府の責任**

1. 省レベル人民評議会は、以下の責任を負う；
  - a) 本法第 11 条第 1 項および第 2 項、第 18 条第 4 項の規定の実施；
  - b) 各地方における中小企業支援策の公表と資源の分配；国家予算法に基づく中小企業支援のための予算概算の決定；
  - c) 各地方における中小企業支援についての法令遵守の監査。
2. 省レベル人民委員会は、以下の責任を負う；

【2017年ジェトロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 各地方における中小企業支援の作成および実施；家族経営から転換する中小企業支援計画・プログラムの策定と実施；
- b) 各地方における中小企業支援活動の審査・評価、および当局への報告；
- c) 中小企業の実績、イノベーション、経済・社会発展への貢献に対する表彰。

#### 第26条. 中小企業支援における社会組織、社会・職業組織の責任

1. 会員中小企業を代表し、合法的な権益を保護し、支援のための資源を収集する。
2. 中小企業支援関連制度・政策の策定・見直し・実施に参加する；中小企業支援プログラムの評価に参加する。
3. 法令および社会組織、社会・職業組織の定款に基づき、中小企業支援サービスを提供する。
4. 大企業と中小企業との連結を促進する。

#### 第27条. 中小企業支援サービス提供組織の責任

1. 本法に基づき、中小企業支援機関・組織との条件や約束に従い、中小企業支援サービスを提供する；行政手続の遵守について中小企業を支援する。
2. 中小企業支援サービスの提供を証明・確認するため、中小企業支援機関・組織に対して迅速に、十分かつ正確な資料を提供する。
3. 法令に基づく責任および中小企業支援サービス提供契約に基づく中小企業支援機関・組織への責任を負う。
4. PPPまたは法律で定められたその他の方式で、中小企業支援機関・組織の設立への投資、管理および運営に参加し、当局と協力する。

#### 第28条. 中小企業の責任

1. 支援機関・組織の要請に応じ、企業についての情報および文書を迅速に、十分かつ正確に提供し、提供した情報および文書に対して法的な責任を負う。
2. 法律の規定を遵守し、国に対する義務を履行する。
3. 中小企業支援機関・組織との約束を遵守する。
4. 支援資源の受領、調整、効率的な管理のために対応予算を確保する。

#### 第29条. 中小企業支援に関する情報公開

1. 中小企業支援機関は、支援内容、プログラム、実施結果その他の関連情報を公開する。
2. 中小企業支援に関する情報公開は以下の方式で実施される：
  - a) 中小企業支援機関における公表。
  - b) マスメディア、中小企業支援機関のウェブサイト、中小企業支援の国家ポータルサイト上での公表。
3. 中小企業支援に関する情報公開は、本条第1項に規定された中小企業支援情報に対する当局の承認から30日以内に実施される。

【2017年ジェトロ・ホーチミン事務所仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

### 第30条. 中小企業支援の調査および監査

1. 権限ある国家当局、支援組織および個人は、法令に基づき、中小企業支援の内容、プログラム実施について調査、監査する。
2. 調査および監査内容は以下を含む：
  - a) 支援対象の選定、支援手続・項目；
  - b) 支援資金の管理と使用における法令遵守。
  - c) 本法第29条に規定された中小企業支援の情報公開の実施。

### 第31条. 中小企業支援評価

1. 中小企業支援プログラムの実施を統括する機関・組織は、実施結果および期待される支援対象への影響について評価し、本法第29条2項の形式で評価結果を公開する。
2. 計画投資省は、中小企業支援プログラムの影響について、定期的に独立した評価を実施する。

### 第32条. 中小企業支援に関する法令違反の処理

1. 本法規定に違反した中小企業、機関、組織、個人は法令に従って処理される。
2. 中小企業支援法令に違反した機関、組織、個人に対する違反処理に関する決定は、支援機関と中小企業支援の国家ポータルサイトで公表される。

## 第IV章 実施規則

### 第33条. 関連法律条項の修正と補足

1. 投資法 No.67/2014/QH13 の条項を以下のように修正、補足する。
  - a) 第16条第1項に、以下のとおり o を追加する：

「o) 中小企業の製品流通チェーン運営施設の設立への投資；中小企業支援技術施設、中小企業のインキュベータの経営および投資；中小企業支援法に基づくスタートアップ中小企業支援のための共通作業エリアの経営・投資。」
  - b) 第19条第2項を以下のように修正する：

「2. 政府は、各期間において、ハイテク企業、科学技術企業、科学技術組織、農業・農村に資する企業、教育、法律普及その他社会・経済的発展にかなう目的に資する企業に対する本条第1項の投資優遇を詳細に規定する。」
2. 入札法 No.43/2013/QH13 の第14条第3項 c を以下のとおり修正する  
「c) 契約者は零細企業、小企業とする。」

### 第34条. 効力

本法は2018年1月1日から発効する。

【2017年ジェトロ・ホーチミン事務所仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

### 第35条. 経過規則

1. 本法の発効日から、本法発効前の中小企業支援活動は、承認された内容、プログラム、計画で引き続き実施される；本法規定の支援条件を満たす中小企業の場合、本法の規定に従って実施される。
2. 本法の発効日から、関係者間の異なる合意がない限り、本法の発効前に中小企業発展ファンドが引き受けた事業は引き続き実施される。

本法は、2017年6月12日にベトナム社会主義共和国第14期国会第3回会議にて承認された。

国会議長  
Nguyen Thi Kim Ngan